

第100回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和6年2月15日(木) 午前9時30分から11時15分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室
- 3 出席農業委員 (13人)
 - 1番 宮本 平
 - 3番 大谷 正樹
 - 4番 沖村 和哉
 - 5番 角井 雅之
 - 6番 小柳 貴史
 - 7番 袴田 光夫
 - 8番 大内 清香
 - 9番 岡村 淳史
 - 10番 藤元 敬介
 - 11番 東谷 邦夫
 - 12番 沖 貴美枝
 - 13番 田中 豊文
 - 14番 廣岡 隆義 (会長)
- 4 欠席農業委員 (1人)
 - 2番 岡崎 裕一
- 5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会1 農業委員提案事案の申し合わせ事項について

報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知（貸借の合意解約）について

その他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 晴彦

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

議長 それでは、只今より第100回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案4件、審査会1件、報告事項1件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員13名、欠席委員1名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名ですが吉村委員におかれましては勉強のために参加したいということで本日同席をされておりますので報告申し上げます。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員1番宮本委員と12番沖委員によろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、周防大島町秋●●●●、譲渡人、神奈川県川崎市●●●●、申請地、大字秋、字下開地、地番●●●●、地目畑、面積727㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は727㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから4ページをご覧ください。本事案については、遠隔地に居住しており、管理耕作ができないため、宅地と共に申請地を売り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の確保予定や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来通り果樹を栽培し、併せて季節野菜などを耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の11番東谷委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

11番 この案件について2月7日に安本推進委員と現地調査に入っております。内容を詳しく説明しますと譲渡人は神奈川の方にとずっと生活しておられてこち

らの方にはもう帰る気はないということで、この方のご両親が一度に亡くなられて平成21年に相続しております。その後相続して家は賃貸で3、4年前まで貸して畑の方も借主に管理してもらっていたという状況で現在畑の方もきれいに整地されております。近所の方も草刈り等やっておりますので畑の方も現状すぐ使えるような状況にあります。譲受人は東京の方におられてこの山口県でもビジネスをしておられる関係でこの地に来られて大島の環境がいいのに惚れ込んだという状況でこちらの方に移住してくる。もちろん東京にも居住地はあるのですがちょうど子供さんが4月から高校に入ることと一緒にこちらのほうに家を見つけて子供のサポートもしながらいい環境で育てたいということで現在奥さんの方の名前でこの地に転居しています。こちらの方で二人とも子供さんのサポートをしながらご主人は在宅でもビジネスができるような方でありますので四六時中家に居ながら仕事をしていくということで奥さんが畑の方を管理していくそのような状況になるということです。いずれにせよこの件、秋の方には現在近年では5件目の移住者となります。問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。角井委員。

5番 作物の計画と農機具の所で農協から借りて使ってやっていくというような旨の計画になってるんですけども安下庄側っていうのはそういう農機具とかのリースも農協がやってなかった、少なくとも日良居ではそういったことやってなくてこの計画で行くとたぶん破綻するので買ってもらうか近隣の農家さんに借りていただくかっていう計画には修正していただかないとちょっと難しいんじゃないかなというのは思います。鍬でやるというんなら頑張ってくださいとしか言いようがないんですけど。借りるのはあるのか。

議長 今の角井委員の質問に対して何か補足説明がありましたらお願いします。東谷委員。

11番 譲渡人の家はもともと農家でありますので農機具一部鍬とか野菜を育てる準備するぐらいの道具は備えております。ただ奥さんがやるのでそんなに大規模な大きな菜園を作ってではなくて家庭菜園ですのでその辺はご了解ください。

4番 この譲受人の家族構成なんですけど本人しか書いてないようですが説明では家族がおるようなんですけどどうなんですか。

11番 先ほども申しあげました通り奥さんの転居だけとなっております。説明したように東京にもご主人の名義で居住地があります。そういった関係でこちらの方は奥さん名義で登記しご主人の方はどこでもビジネスができるのでどこで

も動けるような仕事関係ですのでこちらの方に在宅しながら高校に入られる子供さんをフォローして一緒にやっていくということです。それ以上何かあったら事務局の方聞いている範囲でお願いします。当然これは不動産を代理人が作られた書類ですのでそんなに詳しくは書かれてないんですけども。

議長

暫時休憩します。

総会を再開します。他に何かご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町小松開作●●●●、譲渡人、大阪府池田市●●●●、申請地、大字西屋代、字角田、地番●●●●、地目田、面積754㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は754㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、4ページから7ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており、管理ができないため、宅地と共に申請地を売り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の確保予定や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来通り耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の10番藤元委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 先日現地の調査に行きました。宅地の裏側なんですが譲渡人のもともとの家の裏側にある田んぼになっています。ここの田んぼに行くにはやはり譲渡人の所から入るしか道はないのでそのままここを使っていくような形になります。現在は田んぼとして他の方が耕作しているようで取得後はやる予定になると聞いています。農地としては問題ないのではないかと思います。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明でご質問などはございませんか。角井委員。

5番 こちらのほうの売買価格のどこなんですけど一緒に住宅の処分に伴いと書いてるんですけど金額は農地単独という認識でいいですか。

事務局 そうですね。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件は、許可することに決定をいたします。続いて日程2、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてNo.1申請人、大阪府池田市●●●●、申請地、大字西屋代、字角田、地番●●●●、地目田、面積273㎡です。事業計画は敷地拡張(住宅・駐車場)です。その他参考としましては第3種農地です。続いて許可基準について説明します。資料は、8ページから12ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場大島総合支所から東に272mに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第3種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、申請者の親が家を建築した際に農地内へ建物を建築したことによる無断転用案件となります。そのため本申請にて無断転用状態を是正しようとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、すでに実施済であり、新たに費用をかける計画はございません。次に転用の妨げとなる

権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、すでに実施済です。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の10番藤元委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 前の案件と続きなんですけど一緒に見ております。すでに昭和47年に増築したときに畑の所から増築分ほど土地をかさ上げして玄関と庭を作っているような形になっています。すでに使用されていてこれからの改造ということはないであろうと思います。この案件についても別段問題ないと思われま

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本件を許可することに決定いたします。
続いて日程3、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてNo.1申請人、譲受人、周防大島町椋野●●●●、譲渡人、神奈川県大和市●●●●、申請地、大字椋野、字大西、地番●●●●、地目畑、面積189㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。事業計画は駐車場・ガーデンニングスペースです。その他参考としましては第2種農地です。続いて許可基準について説明します。資料は、12ページから16ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場椋野出張所

から西に約 1.2km の位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない第 2 種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、現在借家に住んでおり、この度自己用住宅を購入するにあたり、申請地を併せて譲り受け、駐車場やガーデニングスペースを確保したい譲受人の要望に対し、町外に在住しており、高齢なため、今後耕作する予定の無い譲渡人が応えるものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、銀行の預金残高の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後約 1 か月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の 2 番岡崎委員が欠席のため、補足説明は、事務局が説明内容を確認したうえで報告をいたします。

事務局 所有者が戻ってくることもなくこのままでは農地が荒れてしまうため周りへの迷惑を気にしてしまうが今回の件で所有者の不安もなくなり近所の人々も整地されれば安心して問題ないと思います、と担当の農業委員、推進委員からの報告を受けています。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本件を許可することに決定いたします。
続いて日程 4、審査会 1 に移りますが、審査会の審議を始める前に前回の総

会の際に角井委員から提案趣旨の説明があり繰り返すことになりますけれどもこれまでの経緯を改めて整理したいと思います。これまで本町の農業委員会総会では、独自ルール策定や、農業委員会としての活動、取組に向けた提案がされてきました。しかしながら、口頭でその場が終わってしまうことも多く、提案者以外の委員には、協議内容が分かりづらいため、協議に参加出来ないといった問題があったかと思えます。最近では周防大島町農業委員会として通作距離に関して一定の基準を定めるべきではないかとの提案事例もありました。このような問題を踏まえ、今回の提案は、新たに農業委員会においてルール設計をするような提案をし、協議を行いたい場合には、全員が内容を把握し、協議に参加出来るよう、文書による提案をすることとし、結論まで示すことが本提案の趣旨と認識しております。周防大島町農業委員会としての協議をしやすいするための「申し合わせ事項」を定めようとするもので、外部の方に対応を求めるものではありませんので、これを踏まえての協議をお願いします。それでは、農業委員提案事案の申し合わせ事項について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 角井委員より提案のありました農業委員会総会での運営について、先月の総会の審議を踏まえ再度修正しております。この申し合わせ事項案について、今回も審議事項に挙げさせていただきますので、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議長 引き続きまして、提案者の角井委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5番 これまでの修正前回の指摘等踏まえまして新たに修正したものとなっています。主に変わった部分としては4の議決と改廃の部分、こちらは周防大島町農業委員会会議規則に準ずるものとして修正を行っております。また制定日改定日の設定についてなんですけど総会の議決を経た翌月総会の開催日とすることで議決時に欠席された委員さんに対しても周知徹底ができるものと判断し次回の開催日という記載にさせていただいております。

議長 本件につきましてご質問がありましたらお願いします。田中委員。

13番 事前に質疑をお送りしておりますのでそれに従ってまず二点ほどお尋ねをいたしますがこれ前回は質疑事前に質疑ですけど送っておりますけどこの新たな取組みそれから基準の策定って言うのは具体的にどのようなものを想定されているのかこの申し合わせ事項がどういう内容を想定されているのかその辺具体的なケースをちょっと教えていただきたいと思います。それからもう一点はですね結論まで記載するということが2番で規定されておりますが結論まで記載して出すということは要するに完成形で提案しなければな

らないということになります。案として完成形で提案すると。そうするとです。ねやっぱりその新たな基準を作るということにしてもやっぱり議論のステップがあると思うんですね。で、まずはこの新しい基準が何かっていうのがちょっとわかりませんが新しい基準を作るにしてもまずその基準を作るための何が課題なのかそこをまだこの総会で共有しなければならない。でどういう風にその課題を解決するために対応していくのかでどういう形でこの例えば新しい基準の構成を作るのか構造を作るのかそして最後にそのまあ結論ということでもやっぱり総会で揉むにしてもやっぱり議論のステップってこういうのがあると思いますのでそれを段階的にですね合意を図りながら進めなければなかなか難しいのかなと。結果的に非効率になるんじゃないかなというのですねまあ今回のこの申し合わせ事項最初は要領でしたか審議取扱要領その前はまた違う名前だったと思いますがこういう風に3回今回3回目なんでそういう結果的に非効率になるということがおきますのでやっぱり議論のステップを踏んでやるべきじゃないのかなと。いきなり完成形で提案っていうのはちょっと無理があるんじゃないのかなという風に考えますがその辺はいかがでしょうか。

5番 質問していただいた点はざっくりとまとめさせていただくと二点、一点目は新たな取り組みというのはどんなことをしたいのかどういうことを想定しているのかというのが一点、二点目が結論まで付ける必要はないのではないのかという部分が二点、その結論の部分は議論の場であくまで作るべきであって。

13番 いやいや結論を提案するのはいいんだけどそれまでに1回でいきなり結論を提案するんでなくてそれまでにステップが必要なんじゃないか、結論を提案するべきじゃないというわけではない。

5番 まず私の結論の方から言わせていただきます。私の考えている結論というのは私はこうの方がよいのではないかとこの部分までの結論という意味であってこれに従ってくださいという意味で記載してはおりません。ですので私はこう考えていますこういった取り組みがしたいです私はこういった結論になるのがよいと考えるという提案であってその後他の委員さんからいやいやこういうのよりはもっと良い案があるんじゃないか、こういった方の修正にしたらどうだという提案を受けていくというのでより議論が円滑になって行くのではないかと考えます。例として例えますと例えとして適当かどうかかわからないんですが今から東京に行きたいみたいな話をするとき陸路で行くんですか空路で行くんですかそれとも海路で行くんですかというのでも何も定めないで行くよりは例えば陸路で行きましょうという道を決めてそれなら新幹線がいいですねとか自動車です十分ではないですかとかそういった風にある程度案を出す、いやこれをよくよく考えるとやっぱり飛行機で行った

方がいいんじゃないっていう提案が出ることも当然あってしかるべきだと思うのである程度個人の考えるゴールを示すことでより良い議論ができるのではないかと私は考えています。一点目の方ですね新たな取り組みや基準ルールこういったのはどういったのを想定しているかについてなんですけれども例えばですね周防大島農業担い手として新規就農者等が入ってきております。こういった方の支援とかも今後より必要になってくると思うんですけどもその際に農業委員会で例えば聞き取りとかをして問題に感じていることはないですとかああいったことをやっていこうじゃないかというのが例えば新たな提案として考えられています。また大島で給食等で農産物等をもっと使えないかといったような議論以前出たんですけどもその際も口頭でパッと行ってその場でできたらいいねというぐらいのふわっとした感じで完全に終わってしまっただけですねその後何もなくなってしまったので。こういったのを振り返りながら議論していくうえでもやはり書面での提出ということをしていくことがこれから振り返ることもできますしこういうことがあったね前回はどうだったねということもできていくと思いますので文章化というのは何にしても周知に対して優れた手段であると考えています。今回の総会等でも議案説明資料がなくこれがすべて口頭だった際にはおそらく理解できない理解するのがかなり困難である前回説明されたのは何だろうと思いつながら何平米だったとかこういった風に考えていますというのを口頭で説明された所でこれを全部覚えておける人間というのはおそらく記憶に関する特別な才能を持った方そういった方ではない限り難しいと思いますし当然農業委員も農業委員が専属の業務ではないのもうすでに制定されているような制度等理解していないわかっていないという部分があります。そういった際には事務局等に事前に書類を提出して力を貸していただくことでこれはもうすでに制定されている制度がありますよとここでいたずらにできもしない議論をすることも予防できるというふうに考えています。

議長 他に何かご質問がありましたらお願いします。田中委員。

13番 この申し合わせ事項自体はですねその会議規則で定めるその動議権これに影響を与えるものではないということですのでいいのかどうかそこを確認させていただきたいのもう一点今の先ほどの質疑なんですけれどもまあ書面化するってことは私は最初から言ってますけど異存はないんですけどこの申し合わせ事項の内容を見るとですね結論まで記載してまあこういう案で考えてますよと、でその場で前回前々回もうその採決を取られるおつもりだったからここへ議案として資料を出してきたんだと思うんですけど先ほどのご説明によれば要するに議論のための書面化であるからその総会での採決を前提としたものじゃないという受け止めでもよろしいんですかね。

5番 これまで農業委員会では総会、ほぼ総会のみで議論の部分も含めてやってお

ったと思います。それが現行総会と協議会二本立てになりましたのでこちらでは協議会として協議していただいてまあ協議である程度合意が得られた段階で総会にといった段階を踏めばよいのかなと考えております。ですので議決を伴う審議をしたいとなったときにおそらくこれからのステップとしてはこれを書類を事務局に提出する構成上問題ないか等を審査していただき会長と職務代理人への書類の送付送っていただく、で書類の送付受けて会長職務代理がわかりにくかった部分ここはちょっとわからないんだけどという部分があればこちら辺がわからなかったですっていうのを提案者に返していただく。で事務局と会長職務代理からの返答を受けて審議会の方に上程するかどうかに関しては提案者の方が決定権を持つという順番を踏んでいくような形になると思います。当然一回で総会にかけられるかどうかというのは内容によると思いますので必ず審議会を経なければならないというまでの縛りが必要なのかそこらへんはもう運用の面でやっていけばいいのかなと思いますのでそこまでの固めた文書化は必要ないと考えていますので記載をしておりません。

議長 他にご質問がありましたら。田中委員。

13番 この資料の題名にはですね議決を伴う農業委員提案事項の事案の申し合わせ事項という風になってますから私はその総会あくまでも総会へ議案としてだすものの基準になるのかなと思ってたんですけどそうじゃなくって今のご説明ではあくまでも要するに意見を書面にまとめて出せということであって議案として出すか出さないかそれは私が最初に申し上げたようにステップを踏んでまあ協議会まずは事務局ベースで協議会を経るかまた総会にかけるかその辺はケースバイケース内容によって審議の過程によって変わってくるということなのかなと思ったんですがちょっと違うならまた訂正してください。で、そうであればですねこの議決を伴う農業委員提案事項の申し合わせ事項っていうのはちょっとタイトルと中身が違うんじゃないかなと思うんですが。それとさっきの質問の会議規則に影響を与えないかどうか答弁。

5番 議決を伴うの表記についてなんですけどもこちら審議会で審議を経たものについては最終的には議決を伴って決を採られるという風になると思いますのでこの文章に齟齬はないのではないかと考えています。まあ途中で取り下げる取り下げないというのは当然あると思うんですけどもあくまで提案として出してくる以上はその議決を経て農業委員会として取り組んでいこうという事案に対しての法則ですので文書上は議決を伴うという表記でよいのではないかと考えます。また農業委員会会議規則に対しての影響を与えないかについてなんですけれどもこちらに関しては4の準ずるという風になっておりますので問題があればそれこそ会議規則の方を変更していくような形になるんじゃないかなと思います。例えば前回も私も懸念として示したんですけれ

ども今回のこれ議決を経て仮に採決した後に会議規則に準じますと1名からの提案によって修正の発議ができるというのはあまりにもその議決に対しての感覚が軽いというかですねこのいるかないかわからないですけどこの議案が気に入らない人が提言1名でこの議案はおかしいですっていうのを提案し続けることが可能という状況がはたして議決を経たものに対する取扱いとして正しいのかというのは感じるころではあります。理論上はできるというだけである方がいるかないかわからないですけど。

議長 他にご質問がありましたら。田中委員。

13番 すいませんあの総会の議決だけを想定してるもんじゃないんですよというんであればですねその辺の流れというのが規定してこないと要するに私が懸念しているのはこういった書面が申し合わせ事項決まりがルールができてそれによってですね総会での発言というか例えば何か改革したい改正したいというようなときにその総会での発言が抑制されるというようなことをその完成形の書面を提出しないと意見が言えないよというような環境になっちゃいけないからですねそこはやっぱり自由に意見が言えるようなですね環境を作っていかなければいけないんじゃないかなという思いでこの申し合わせ事項がそういった制限を課するようになってはいけないと思うからですね申し上げてるんですが。まあそうであればそういった協議会とかその前の前段それについての提案の方法の流れをそれこそ具体的に書面化しておくべきじゃないかなという風には思います。じゃあもう一つですね一つって言うかちょっと他のことですけど5番ですか制定日改正日というこれは欠席委員への周知ということになると翌月の総会までには欠席委員がその議事録は見れないから翌々月になるんじゃないかなと思うんですけどもまあそれ以前にですねその制定日とこの施行日というのが同じなのか違うのか違うんであればですねこの施行日はその議案の中というか新しい基準の議案の中に定めるって言うふうな書き方にするんじゃないかなと思いますけどその辺どういう風にお考えなのか。この制定日の意味をちょっと教えていただきたいと思います。それからこの申し合わせ事項自体のこれいつから施行になるのかいつ決めていつから施行になるのかそのへんもこの書面の中にですね申し合わせ事項の中に書いておくべきじゃないかなという意見です。それと最後にですねまあこれ書面で提案しますよという風に書いてありますけどこの際にですねせっかく配られたタブレットも活用できるものなら活用していくべきじゃないかなとその辺も一言書いておくべきかなという風な意見です。

議長 今の意見に対して何かご意見がありましたら。

5番 すいません。たくさんあったので全部は把握してないかもしれませんがまず制定日の部分についてお伝えします。制定日改正日の決定についてなんです

がこちらの総会の議決を経た翌月の総会開催日としているのは文書送達を総会委員に対しては必要事案があれば推進委員に対してもされておりまして少なくとも総会農業委員に関しては文書送達によって全員が議決を経たものの書類に目を通す機会があると考えております。その文書に目を通した日というのは個人の封筒が届いた日によってばらばらになると思いますのでほぼ同じ日には届くでしょうけど明確にするためには翌総会の開催日とするのがもっとも合理的といえますか間違いがないと考えておりますので翌総会の開催日としております。制定日改正日に関しましては制定日というのは当然これ決まった日ということで翌総会の開催日で修正が加わったときに改正日になると思うんですけど改正日の翌総会の開催日という意味に、すいませんお答えになっているかわからないですがなると思います。文書化についてなんですけどタブレット等も活用しということをおっしゃっていただいたんでそれはもう当然タブレット等での送付でもいいんですけどもおそらく今周防大島町農業委員会のほとんどのこういう総会資料等も書面で届く現状考えますと特にタブレットでどうこうとか記載しないでもそこは運用に任せて十分かなと思います。あとは結論を書かない方がいいのかなんですけども先ほどの新規就農者への例えば取り組みを農業委員会で行いたいと考えたときにこれは例ですけども私はなにか新規就農者に対して何かしてあげたいんですとここで審議会で言われてじゃあ皆でどうしようかと頭をこうやって悩ますよりは例えばこうやって聞き取りをしてあげたいとか案をしっかりとやってあげたいことを具体的に出す方がより具体的にその議論に対してそれじゃあ何年目の子に聞き取りをしてみましようといった意見の進化というかもっと具体的に活動していくために必要な議論の方に時間がさけるようになると思いますので結論まで付けたほうがよりよいと思います。で提案やルールの方策定に関して出しにくくなるという懸念があるんですけどもこちらに関してはやはり委員会として審議というお話を協議をするためにはやはりある程度周りに理解していただくというのが大前提として必要になってくると思います。ですので自分の中でまったくただなんとなく問題と思っているだけよりはこうしてあげたらいいんじゃないまで出来上がってから協議をしていく方が前に進むと思いますので。問題共有というのであればそれこそ文章化せずにこういう問題が今起きてますというのをそれこそその他の部分で言っただけでそこではもう結論とか出ないでしょうけど皆さんいい案があったら考えてくださいって言いっぱなしでもいいと思いますので。あくまで協議をするためのこういう協議議決を伴ってそして農業委員会に取り組むためにはこういった形づくりが必要じゃないですかねというので今回の提案をしております。でこれに策定日等がないという件に関してはまさに今この要領なかつた状態からスタートしておりますので今回決を採ってできた後に付くものであろうと思います。あと何かありましたら。

議長

東谷委員。

1 1 番

この案件については私も全部が全部否定するもんじゃないんですけどもこの案を制定するとか制約を加えるような文書化こういうのは作るべきじゃないと考えています。現在周防大島町農業委員会会議規則はこれでもってガバナンスが効いていると思います。そういった意味でこういった案件を付け加えて発言を抑え込むといたらおかしいんですけども制限を加えるこういう案件は自由に発言するようなあれをちょっと抑え込むようなものだと感じてます。それと2番目に書いてある私見の結論は先ほど田中委員が言われたように私も思うんですけども私見をまとめるといたら相当な苦労が労力が必要だと思います。この案件だって4か月ぐらいかかっている。こういった時間がかかっているのですから。こういった大事な提案とかそういったものを挙げる以上は当然一人じゃ解決できないからこの委員会に提案して皆で論議してほしいということで提案するんだと。そういう意味で制度というものに対してはちょっと自由な発言を阻害するんじゃないかと。それと提案以外に要望意見質問とかそういうものについても同じような結論が求められるんじゃないですか。要望にしたってこういうことをお願いしたいからという限りは当然結論まで何らかの形は考えています。ですから提案だけに限らず意見要望とか要請とかそういう意味合いにおいても同じような制限がかかるんじゃないですか。具体的にいえば最後まで自分で自分なりの提案をした以上は結論までは個人としてはだれもが持っているはずですよ。それをうまくみんなで行っていくにはどうしたらいいかとそういうのがこの委員会だと思います。農業委員会の全員でいい案を出していいふうにまとめてそれで皆で実施すればいいことであってこの案件だけを制限を加えること自体ちょっと疑問に感じます。

5 番

今回の議案協議に関しましてまあ提案事項に関してなんですけれどもまずこういった文書化によって縛りが必要ないんじゃないかに関してなんですけど農業委員が拘束される以上おそらく議決を経なければならない、例えば私はこうやって文書で出しますねって言って言いっぱなしで終わったところで私は口頭です私はメールですっていった形ではおそらく何も変わらないといひますか逆に悪くなるんじゃないのか。ものによって。やはりある程度のアウトラインとかこういう形で提案をしていきましょうねという形づくりというのは必要だと思います。これが例えば文章が自分が書けないというのであればそれこそ事務局の方に相談してこういった提案をしたいので一緒に協力して文書を作っていただけませんかということをしていただいても結構だと思いますし他にも委員さんがいらっしゃいますので賛同する委員さんと協力して積み上げていくそういった形でも結構だと思います。よりよい議論のためというので今あったんですけどよりよい議論をするためにやはり議論の土台として何がしたいのか何が問題なのかどうして解決していきたいのかこういったものは何回でも振り返れる状態で確保されておく必要があると思ひ

ます。ですので今回出しているものに関して文書化することによって皆さんが見やすいより機能しやすいさらにこれ口頭で説明されてもおそらく何が言いたいとなるだけだと思うのでそういった意味でも意味ある提案になっていると私は考えています。要望等に関してなんですけれども要望等に結論がどうこうという話に関しては要望として出す段階ではおそらく委員さんに対する拘束というのは発生しません。私はこうやりたいなで終わっているのでそれに私はそう思わないから別に従いませんという委員さんがいらっしやってもそれは当然結構なことなんだと思うんですけど。議決を経たものに関しては少なくともその議案が改廃されるまでは委員さんはこの議案に対して拘束を受けるという意味での重さが違ってきますのでなおさらちゃんと結論付けて納得いくまで少なくとも議決を経て過半を取れるかどうかというものは別なんですけれども。議決経たものに関しては反対者であっても当然拘束されるものになりますので結論までちゃんと作って出すべきだと思っています。

1 1 番 今私言ったようにちょっと勘違いされたのかもしれませんがけれども意見要望そういうのは皆で話し合っこの問題があるよとこの問題について話し合っ皆でまとめて一つの議案を作っていくそういう委員会じゃないかと思ひますよ。完全に何でもないから皆でだらだらこの意見があっ個人的なあれで委員会自体が終るわけじゃないだろうし。そんな意見要望大事なことを皆で決めていく。これが基本だと思ひますよ。

5 番 意見要望等をよりよく議論するためにそのためにこの提案をするんじゃないですか。

1 1 番 よりまとめて話し合っいけばそれが一つの議案になっ議題になっくるんじゃないですか。それは最初に提案ありでしょう。

5 番 今まさにそのたたいて修正とかを加えているのでよりよい議案になっっていると私は認識してるとは思ひますが。これが逆に決まったこと決まったことであっこの方がよりよい提案の邪魔をすると私は全然感じてないです。なぜだろうなとなっんですけど。東谷さんまず文書の書面化はよいと思ひますか悪いと思ひますか。どちらの方がわかりやすいと思っらっしやいますか。その場で口だけで言われるのと文書で出されて読みながら話を聞くのと。

1 1 番 私はどちらでも。

5 番 私はどちらかという書面を出していただく方が理解しやすいと思ひますので。

議長 若干補足させてもらおうと今回の一番きっかけは先ほども申し上げた通り通作距離の問題で口頭提案をされてわからない委員の方々が結構いたですよ。そういう提案がされるんなら文書で出した方がわかりやすくなるよ皆が協議がしやすくなるよというのがこの趣旨で提案されていると思っている。だから皆の議論を深めるための方法論が今回の提案と思うんですけどどうでしょう。協議で要望事項要望するのはいいとして最終的に議決が必要な案件までするという話なら文章にして最終的に議案にするという流れになるだろうと思うんですけどね。口頭提案でそれこそ前回の議論が結構えらかった理解をされるのが非常に難しかったはずなんです。特に去年の新たに農業委員になった方々は。それからの反省から来ていると思っている。

1 番 協議会ですべきことと総会でやることもう少し確認したら通りがよくなるのでは。

議長 最終的に総会でとなれば議案まで文書にせんとどうにもならない。それもルールを定めようとした場合にはその議案がないとどうにもなりませんから。

1 3 番 私は毎回言っているように文書化っていうのは別に異存はないです。であればですね今通作距離で議論がどうのこうのという話がありましたけどそうであれば文書化が必要ならなぜその通作距離についての質疑を出した私が文書で出したメールで出した内容をですねこの場に配らないのかなと。そこは不思議ですね。ちょっと矛盾しているっていうかそんなに文書化が大事なら最初の質疑もきちっとあの場でですね口頭で説明するんじゃないかと私が出した質疑の内容意見の内容をですねそのまま配ってもらえればそれでよかったんじゃないかなと思うんですけど。その辺はせぜにいきなりこういう文書を出すっていうのはどうなんでしょうかね。

議長 先ほど説明した通りでその判例から来ているということをご理解いただきたい。あの段階は文書で出しませんでした。事務局で上がってきた要望を文書で出してません。私の回答も口頭でした。結局その長い時間の議論が結局新たに委員になった方々がわかりづらかった判例から来ている。一番根本はそこなんです。確かに田中委員の言われる通りで事務局にあがった要望をまあメールであがっておったやつをそのまま出せばよかったのかもしれない。私の回答の文書で出せばよかったのかもしれない。それができてなくて結局あの時に長時間にわたって皆さんに拘束をしてなかなかわからない議論の中に巻き込んでしまったという反省から来ている。その去年の文書を出さなかったのを悪いと言われるとその通りなんですけど。

1 3 番 だからそれは私が出したのは完成形まで出していません。こうしたほうがいいんじゃないでしょうかというぐらいのメールだったんです。だからその段

階で配ったらどうですかとこの今の申し合わせ事項の提案は完成形まで出して作って出せというようなことになってるんですね。そうじゃなくて段階を追って議論していくための書面化っていうことにしたほうがいいんじゃないですかという意見ですので。まあいいですもう。

議長

私の方からもう一回ちょっと言います。そこについては私は角井委員が言われるとおり私はこう考えるというのは少なくとも議論の文案の中にあるんじゃないですかという話なんですけど。角井委員。

5番

まさにこうした方がいいんじゃないですかのところまで書いていただければそれが結論だと思いますのでそこまで書いていただければいいんじゃないですかね。今通作距離の話がちょうど出てるんで例え言ってしまうんですけどこの通作距離じゃ問題じゃと思ってるっていうのだけ伝えてもおそらくないので私は10キロ圏内が妥当だと思いますなら10キロ圏内が妥当だと思いますいうところまでが出てれば10キロっていうのはなんぼ何にも近すぎますよねという協議ができますよね。じゃあ20キロならどうですかまあ結局これは国の方でそういったものを作らないというようなほうになっているみたいなので議論してもしょうがない部分ではあったっていうのがもう一つあるんですけれども。こういったその作れない基準を作るというのはできないっていうのは事前に事務局に制度に照らし合わせていただいてこれは難しいと思いますという提案ではねていただければはねていただくというか難しいと思いますというのを返していただければここでできない議論をする必要もなくなりましてその目的とかも理解していただくには当然口では思いだけを伝えるよりは何がどうって書いてあるほうがより理解についてもよいと思っていますので。今回の提案につながっているんですけれども。

13番

まあ要するにこの申し合わせ事項は私が行ったメールでの質疑っていうか提案その程度でいいという実質的にはですねということでもいいのかどうか。それで今通作距離の話が出まして国でもう定めちゃいけないという風になっているとまあそれはそうなんでしょうけれどももう一方ですねこの外部に対して例えば40キロ以上はだめですよという基準を出しちゃいけないけどこの総会での判断基準の目安としてそういった通作距離の基準を設けることは何ら問題ないということもまあ全国農業会議とかどっちだったか農水省だったか回答いただいていますのでそこは誤解のないようにしていただきたいと思います。

議長

通作距離に関しては農林水産省が事務次官通達を出しとるのが平成12年その段階ではそれは妥当ではないという公文を出されていますから一応これに関しては議論をかけました。結構この議論進みましたのでそろそろ皆様のご意見を採決したいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。角井委員。

5 番 最後ご回答させていただきたいと思います。書面に対して私が考えている求めているものとしては問題点そしてこうしたらよいの2点が書いてあればよいと思っていますので文章でそれこそ他の農業委員さんが読むことで問題を共有でき解決案を認識できればそこから協議がスタートしていくための土台として耐えられる文章であれば十分じゃないかなと思います。

議長 議論が結構深まったと思いますのでそろそろ採決をしたいと思います。東谷委員。

1 1 番 採決するんだったら投票の採決でお願いします。

議長 本会議を暫時休憩とします。

議長 本会議を再開します。先ほど東谷委員からあった通りで投票による採決にしたいと思います。採決にあたりましては私が投票管理委員会の委員長として同席します。投票そのものは隣の会場でお願いをいたします。立会人が必要になりますので今回の議事録署名人にお願いして1番宮本委員と12番沖委員に投票の立会人をお願いします。1番の宮本委員から13番の田中委員までの投票になります。私は同数の場合議決権が発生すると理解してください。事務局の方から投票についての説明をお願いします。

事務局 (投票の方法を説明)

議長 暫時休憩をいたします。

議長 休憩前に引き続いて総会を再開します。
投票結果について事務局から報告願います。

事務局 賛成○の投票が6票、反対×の投票も6票で同数でした。

議長 同数の場合は私の議決権が発生しますので私は○賛成の方に賛同させていただきます。一応本議決に関しましては賛成多数として採用させていただきます。本件の運用そのものは角井委員からご提案があった通り来月の総会今日欠席されている岡崎委員に対して結果等報告申し上げた後で来月からの運用になるとご理解いただければと思います。以上につきましては何かありますか。よろしいですか。
続いて、日程5、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について
No.1 申請人、貸付人大阪府池田市●●●●、借受人周防大島町西屋代●●●●●、申請地大字西屋代、字角田、地番●●●●●、地目田、面積1,028㎡です。契約内容等につきましては農業経営基盤強化促進法による利用権設定です。期間は平成21年12月25日から令和6年12月24日までの使用貸借権設定です。備考につきましては合意による解約です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告にご質問などはありませんか。
特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。
最後に諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局 次回総会開催日は3月15日（金）午前9時30分から 場所はこちら、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は3月5日（火）までを予定しております。今回もイノシシの捕獲数についてお手元にお配りしておりますのでご確認ください。

議長 では、以上をもちまして第100回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和6年2月15日開催の第100回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和6年 3月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____